

安倍内閣の認識する国難に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年九月二十八日

小
西
洋
之

参議院議長伊達忠一殿

(

(

安倍内閣の認識する国難に関する質問主意書

一 一般論として、安倍内閣が考える国難の意味について説明されたい。また、太平洋戦争中に政府等が唱えていた国難突破との文言における国難と意味として何が違うのかについても説明されたい。

二 本年九月二十五日の会見で安倍総理が述べた国難以外で、戦後の我が国の歴史において国難であつたと安倍内閣が考えるものについて具体的例を挙げられたい。特に、安全保障上の国難としてどのようなものがあつたと認識しているか、その有無を明示しつつ説明されたい。

三 安倍総理が本年九月二十五日の会見において述べたところの「少子高齢化」が国難であると考える理由について、詳細に示されたい。

四 安倍総理が本年九月二十五日の会見において述べたところの「緊迫する北朝鮮情勢」が国難であると考える理由について、詳細に示されたい。

右質問する。

(

(